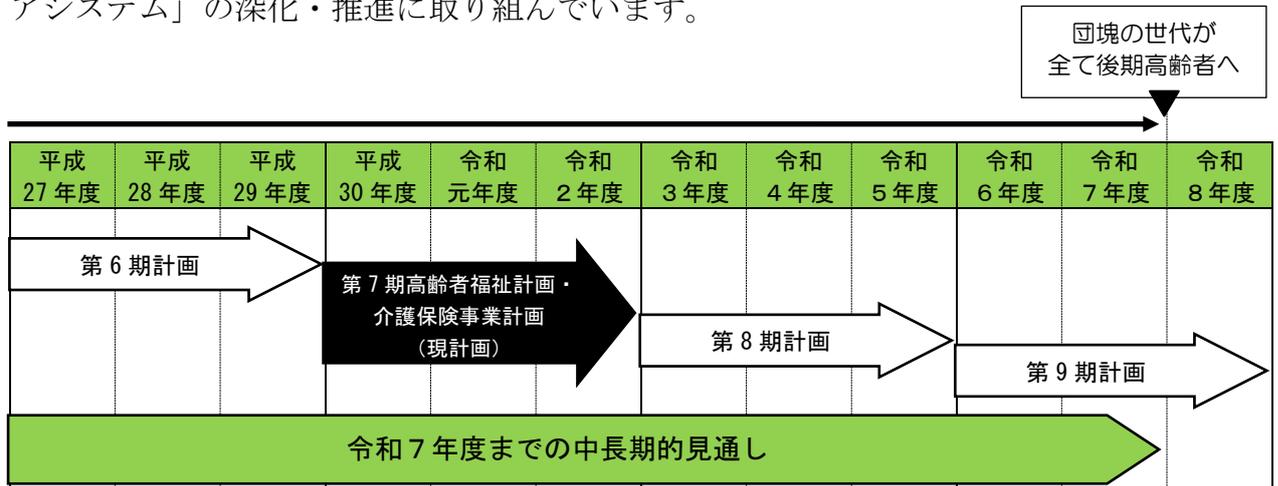


第8期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定について

1 茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定における基本的考え方

(1) 現計画における取組について

第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画（平成30年度～令和2年度）では、第9期計画期間中にあたる平成37年度（令和7年度）の茅ヶ崎市の高齢者の状況や介護需要等を見据え、第6期計画から段階的な構築を目指している「地域包括ケアシステム」の深化・推進に取り組んでいます。

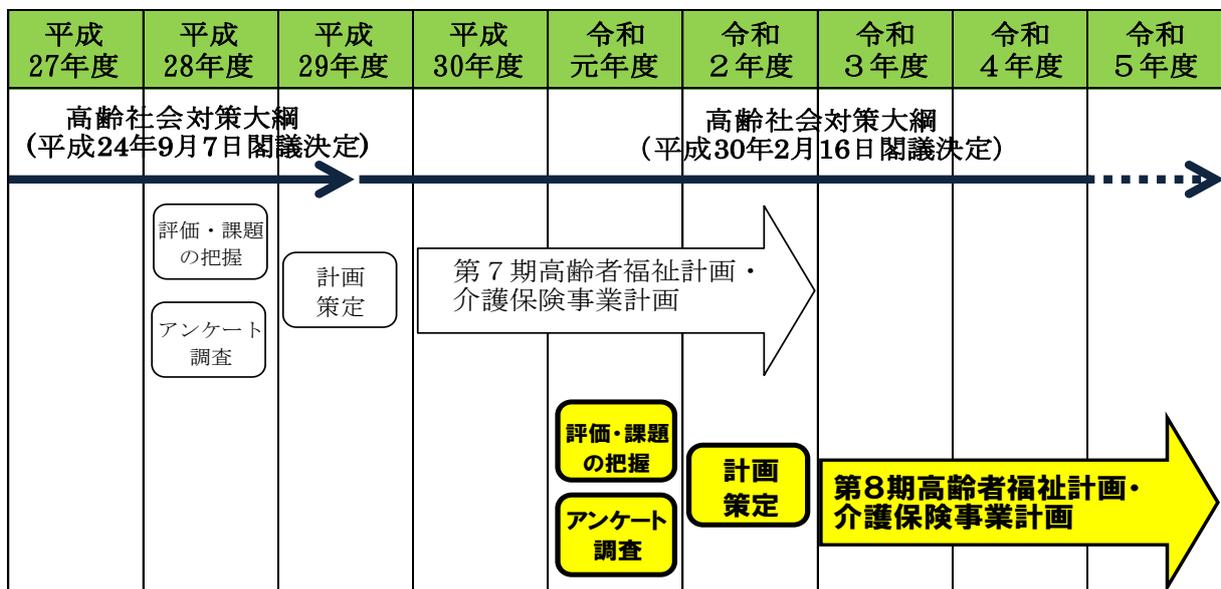


(2) 第8期計画策定における基本的考え方

高齢者福祉計画・介護保険事業計画は、老人福祉法第20条の8に基づく「市町村老人福祉計画」、及び介護保険法第117条に基づく「介護保険事業計画」を一体のものとして策定します。

「かながわ高齢者保健福祉計画」、「茅ヶ崎市総合計画」及び「茅ヶ崎市地域福祉計画・地域福祉活動計画」等の各計画と整合性を確保します。

第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定にあたっては、引き続き高齢化の進展に対応し、地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組むとともに、団塊ジュニア世代が高齢者となる2040年を見据えた検討を行います。また、これまでと同様に計画に関するアンケート調査を実施するとともに、現計画の評価・検証を行いながら進めていきます。



※高齢社会対策大綱は、経済社会情勢の変化等を踏まえ、概ね5年を目途に見直される。

2 高齢社会対策大綱における6つの基本的考え方について

【高齢社会対策大綱 体系図】

基本理念

- 国民が生涯にわたって就業その他の多様な社会的活動に参加する機会が確保される公正で活力ある社会
- 国民が生涯にわたって社会を構成する重要な一員として尊重され、地域社会が自立と連帯の精神に立脚して形成される社会
- 国民が生涯にわたって健やかで充実した生活を営むことができる豊かな社会

基本的考え方

- 基本理念実現のため、次の3つの基本的考え方に基づき高齢社会対策を推進する。
- 年齢による画一化を見直し、全ての年代の人々が希望に応じて意欲・能力をいかして活躍できるエイジレス社会を目指す。
 - 地域における生活基盤を整備し、人生のどの段階でも高齢期の暮らしを具体的に描ける地域コミュニティを作る。
 - 技術革新の成果が可能にする新しい高齢社会対策を志向する。

6つの分野別基本的施策

(1) 就業・所得

- エイジレスに働ける社会の実現に向けた環境整備
- 公的年金制度の安定的運営
- 資産形成等の支援

(2) 健康・福祉

- 健康づくりの総合的推進
- 介護サービスの充実（介護離職ゼロの実現）
- 認知症高齢者支援施策の推進
- 住民等を中心とした地域の支え合いの仕組み作りの促進
- 持続可能な介護保険制度の運営
- 持続可能な高齢者医療制度の運営
- 人生の最終段階における医療の在り方

(3) 学習・社会参加

- 学習活動の促進
- 社会参加活動の促進

(4) 生活環境

- 豊かで安定した住生活の確保
- 交通安全の確保と犯罪、災害等からの保護
- 高齢社会に適したまちづくりの総合的推進
- 成年後見制度の利用促進

(5) 研究開発・国際社会への貢献等

- 先進技術の活用及び高齢者向け市場の活性化
- 諸外国との知見や課題の共有
- 研究開発等の推進と基盤整備

(6) 全ての世代の活躍推進